

鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の後継者不在事業者（以下「後継不在事業者」という）の事業を承継することに関心を持つ者に対し、後継不在事業者との対面での面談や現地視察を行う際の来県費用を補助することで、県内における事業承継型起業を促進し、地域経済の維持・発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 本補助金の交付は、補助対象者1者につき、1年度当たり1回までとする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部産業未来創造課長が別に定める場合を除き、原則として補助事業実施の30日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号とする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報発信への協力)

第8条 補助事業者は、本補助金の交付を受けた補助事業について、県内における事業承継型起業の促進に資するため、支障のない範囲で、県が行う情報提供及び発信に協力するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	鳥取県に来県し、次の（１）から（３）に規定する後継不在事業者と行う面談や事業所の現地視察等であって、（４）の要件を全て満たす事業 （１） 鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターに登録されている事業者 （２） オープンネーム型事業承継マッチング支援サイト「relay」の鳥取県特設ページに掲載されている事業者 （３） 日本政策金融公庫の事業承継マッチング支援サイトに掲載されている事業者 （４） 次の要件を全て満たすこと ア 宗教活動、政治活動に該当する事業ではないこと イ 社会通念上の良識に反する行為を伴う事業ではないこと
2 事業実施主体	次のいずれかに該当する県外在住者であって、（３）の要件を満たす者 （１） 鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターが所管する後継者人材バンクに登録している個人又は登録申込を行っている個人 （２） 県が作成する後継ぎ候補者リストに登録している個人又は登録申込を行っている個人 （３） 次のいずれにも該当しないこと ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
3 補助対象経費	第 1 欄の事業に要する交通費及び宿泊費であって、補助事業における同一の来県について、次の要件を全て満たす場合の経費 （１） 本補助金とは別に国又は県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっていないこと （２） 県が所管する鳥取県内国内便エアサポート事業による航空運賃支援を利用する又は利用する予定となっていないこと （３） 鳥取県内市町村、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及びその他の団体が実施する各種交通費等への助成を利用する又は利用する予定となっていないこと
4 補助率	2 分の 1

5 補助金上限額		
	補助金上限額	交通費の計算の起点となる地点（原則として居住地とする）及び宿泊する地域
	交通費	40,000円 沖縄県、海外
		35,000円 北海道
		25,000円 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、新潟県、福島県、鹿児島県
		20,000円 群馬県、栃木県、茨城県、宮崎県
		17,000円 長野県、山梨県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県
		15,000円 静岡県、富山県、福岡県
		10,000円 愛知県、岐阜県、三重県、石川県、山口県
		7,000円 福井県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、広島県、愛媛県、高知県、徳島県
		5,000円 兵庫県、香川県
		3,000円 島根県、岡山県
	宿泊費	1泊につき3,000円 全国共通

様式第1号（第4条、第6条、第7条関係）

鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金事業計画（変更計画）書（実績報告書）
兼（変更）収支予算（決算）書

1 申請者（補助事業者）の概要

(1) 申請者(補助事業者)名	
(2) 住所	〒 —
(3) 連絡先	固定電話・携帯電話:() — 電子メール:
(4) 登録(申込)リスト名	(1) 後継者人材バンク(鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター) (2) 後継ぎ候補者リスト(鳥取県)
(5) 面談・視察先事業者名 及び登録先	(事業者名) (事業者連絡先) 固定電話・携帯電話:() — (登録先) (1) 鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター (2) 「relay」鳥取県特設ページ (3) 日本政策金融公庫の事業承継マッチング支援サイト
(6) 他の助成制度等の利用 ※□にチェックしてください。 ※他の助成制度等を利用される場合は、原則として本補助金の交付は受けられません。	☐ 同一来県について他の助成制度等を利用しません
(7) 消費税等の取扱い ※□にチェックしてください。	☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者 ☐ その他() ☐ 事業者ではない者

2 誓約事項

申請に当たっては、申請者が以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	記載内容が事実であること。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載してください。

3 事業計画（事業実施）概要

(1) 来県に係る旅行期間		令和 年 月 日()～令和 年 月 日()	
(2) 行程表			
出発地()⇒訪問先()⇒帰着地()			
年月日	訪問先	内容	交通手段 (宿泊の有無)
			(宿泊 有・無)
			(宿泊 有・無)

4 (変更) 収支予算（決算）書

(1) 収入の部 (単位：円)

科目	金額 (補助対象経費)	備考
自己資金	()	
その他	()	
計	()	支出の部の「補助対象経費」の計と一致すること。

(2) 支出の部 (単位：円)

費目	補助対象経費	補助金上限額	補助金額	内訳等
交通費	()	()	()	
宿泊費	()	()	()	
計	()	—	()	—

※千円未満切捨

- (注) 1 支出の部の補助金額の欄には、費目ごとに補助対象経費に2分の1を乗じた額と補助金上限額を比較して金額が低い方を記載すること。端数は必要に応じて合計額に合わせて調整記載すること。
- 2 第6条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること。また、表中の括弧内に交付決定時（変更交付決定を受けた場合は変更交付決定後）の金額を記載すること。
- 3 第7条の規定による実績報告の場合は、実際に面談や視察等を行ったことが証明できる資料、交通費及び宿泊費の支払を証する資料を添付すること。また、表中の括弧内に交付決定時（変更交付決定を受けた場合は変更交付決定後）の金額を記載すること。

年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-------------|---|---|
| （1）補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金交付要綱（令和7年10月6日付第202500145288号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者住所
氏名

年度鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金交付要綱（令和7年10月6日付第202500145288号）第7条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金の額の確定額
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付書類
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（写し）